

経済産業省

20201110 貿局第1号
輸出注意事項2020第34号
輸入注意事項2020第18号
経済産業省貿易経済協力局

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第二条の二、輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の四及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第七条の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年11月17日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から適用する。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）

改正後	現 行
(略)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、外国為替及び外国貿易法に基づく申請手続等に係る特例措置を下記のとおり定め、令和2年4月30日から施行する。</p> <p>なお、「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について（令和2年2月14日付け輸出注意事項2020第3号・輸入注意事項2020第1号・関税割当注意事項第3号）」は、令和2年6月21日限りで廃止する。</p>
1 (略)	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 押印の取扱い</p> <p>申請手続等に係る書面への押印（代表者印等）が難しい場合には、次に掲げる書類の提出等により、申請手続等における押印を要しないものとする。</p> <p>なお、通常の申請手続等に必要な提出書類については、当該手続を定めるそれぞれの通達を参照のこと。</p> <p>(1) 輸出許可証、輸出承認証、輸入割当証明書、輸入承認証、役務取引許可証、特定記録媒体等輸出許可証又は仲介貿易取引許可証に係る有効期間の延長・内容変更申請</p> <p>①有効期間の延長申請又は内容変更申請に必要な提出書類 ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(2) 電子申請（NACCS外為法関連業務）に係る申請者届出</p> <p>(イ) 登録の届出書（被委任者の追加に限る。）</p> <p>①追加の届出に必要な提出書類（注2） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ロ) 変更の届出書</p> <p>①変更の届出に必要な提出書類（注2）（注3） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ハ) 廃止の届出書</p> <p>①廃止の届出に必要な提出書類 ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(3) 輸出管理内部規程に係る届出</p> <p>(イ) 輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出</p> <p>①届出等に必要な提出書類（注2） ②理由書（様式自由）（注1）</p> <p>(ロ) 輸出管理内部規程の内容変更届及び受理票の記載事項に係る変更届</p>

改正後	現 行
<p>2 (略)</p> <p>削る</p> <p>3 適用期間 <u>当面の間、上記1及び2の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</u></p>	<p>①届出等に必要な提出書類 ②理由書（様式自由）（注1） （注1）「理由書（様式自由）」には、次の内容を記載のこと。 ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により押印が困難である理由 ②申請内容（本理由書を含む）につき、社内における決裁権限を有する者により了承されていること。（決裁権限を有する者及び本申請に係る担当者の氏名、部署、連絡先電話番号を付記すること。） （注2）委任状（上記（2）の（イ）（ロ））、輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出（上記（3）の（イ））は、後日、押印なしで提出した当該書面に原本証明（「弊社が提出した書面に相違ありません（証明年月日及び代表者の押印）」等）をした書類を速やかに提出のこと。 （注3）登記簿謄本（原本）又は住民票（原本）の提出が困難な場合には、当該届出の事実を確認できるその他の書面による提出を認めますので、後日、当該書類（原本）を速やかに提出のこと。</p> <p>2 輸入承認証の有効期間の延長申請について 輸入承認証の有効期間の延長申請において、「延長を必要とすることを立証する書類」の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であることの理由を記載した理由書」の提出により、当該書類に替えることができるものとする。</p> <p>3 輸出許可証に付された条件の履行について <u>輸出許可証に付された許可条件の履行について、令和2年8月31日までに履行期限が到来するものは、令和2年8月31日までを履行期限と読み替え、当該履行期限の延長に係る内容変更申請は不要とする。ただし、同日（令和2年8月31日）よりも前に履行可能なものにあつては、速やかに履行するものとする。</u></p> <p>4 適用期間 （1）<u>上記3の特例措置は、令和2年8月31日までとする。当該期限までに許可条件の履行が困難な場合には、履行期限の延長に係る内容変更申請により許可を要する。</u> （2）<u>上記1及び2の特例措置は、令和2年11月30日までとする。ただし、今後の状況に応じ、当該期限を延長又は短縮する。</u></p>